

別表一(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
 ※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

別表一(二)次葉 平二二七・四・一以後終了事業年度等分(平二二六・十・一以後開始事業年度等用)

		事業年度等	法人名		
<b>法人税額の計算</b>					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44
	所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の19%相当額	47
所得金額 (39) + (40)					
課税標準法人 (27)					
法人申告額の選付	所得金額又は欠損金額			方法の申告	
の計算	課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59
	この申告により増加又は減少する(11)-(53)若しくは(54)-(22)				
の計算	この申告前の欠損金又はこの当期控除額	50			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57			

「35」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第2項」
- ② 「区分番号」欄:「00384」
- ③ 「適用額」欄:「35」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**  
 2 **別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第3号」
- ② 「区分番号」欄:「00382」
- ③ 「適用額」欄:「39」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**  
 2 **別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。**